

## 第2次補正予算案が閣議決定

第2次補正予算案は国会での可決・成立が必要ですが、閣議決定された内容では持続化給付金や実質無利子融資の拡充に加え、家賃支援給付金などが設計されています。

大企業等に対しては資本性劣後ローンの供給など資金支援が検討されています。また、海外子会社向けの融資に対しては日本貿易保険による海外事業資金貸付保険を活用した運転資金支援が予定されています。

### 家賃支援給付金

#### 対象者

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業主等であって5月から12月において以下のいずれかに該当する者

- 1 いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- 2 連続する3か月の売上高が前年同月比で30%以上減少

#### 給付額

申請時の直近の支払家賃（月額）に係る給付額（月額）の6倍

#### 給付率 2/3

#### 給付上限額（月額）

（原則）法人は50万円 個人事業者は25万円

（例外）複数店舗などの場合は、給付上限額を法人100万円、個人事業者50万円に引き上げ。ただし、例外部分の給付率は1/3

### ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 IT 補助金

非対面型ビジネスモデルへの転換（類型B）、テレワーク環境の整備（類型C）の補助率を2/3から3/4に引き上げられました。

また事業再開枠として消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策、換気設備等の営業経費に対して50万円の別枠が上乘せされます。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の第3次公募の締切は、令和2年8月3日（月）の17時となっています。

### 雇用調整助成金の特例措置の拡大

労働者を休業させた場合に支給される雇用調整助成金は、支給要件の緩和、必要書類の簡素化などの措置がとられていますが、第2次補正予算案において

**西 山 会 計 事 務 所**

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

は、助成額の上限額を 8,330 円から 15,000 円にしています。本特例制度は令和 2 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までが予定されています。また同じように小学校休業等対応助成金・支援金にとおいても支給額の上限は 15,000 円となっています。

## Go To キャンペーン

観光産業、飲食店、エンターテインメント業界に対する支援としてクーポンの支給等による需要喚起策が創設されています。

- ・ 旅行業者等経由で、旅行商品を購入した消費者に対し代金の 1 / 2 相当分のクーポン等 (70%を割引 30%のクーポン) を付与する予定。  
(最大 1 人あたり 2 万円分/泊)
- ・ 登録飲食店で使えるプレミアム付食事券 (2 割相当分の割引等) を発行する。
- ・ 飲食予約サイト経由で予約し来店した消費者に対し飲食店で使えるポイント等を付与 (最大 1 人あたり 1,000 円分) する予定。

## 特例猶予

第 2 次補正予算の関連ではありませんが、納税の猶予に特例が創設され、延滞税 (1.6%) が不要、1 年間の猶予、無担保となっています。令和 2 年 3 月期は黒字が確保できたものの業績悪化により令和 3 年 3 月期において、欠損金の繰戻し還付の適用を受ければ一時的な納税資金の負担が大幅に軽減できる可能性があります。

### 特例猶予の対象者

新型コロナウイルスの影響により、令和 2 年 2 月以降の任意の期間 (1 か月以上) において事業等にかかる収入が前年同期に比べて概ね 20%以上減少し、一時的に納税をすることが困難である者

### 納税猶予額

現預金の残高から事業継続のため 6 か月以内に支出が予定されている運転資金と必要な臨時支出を控除した金額

### 申請書類

- ・ 納税の猶予申請書 (特例猶予用)
- ・ 本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿
- ・ 手元資金の有り高が分かる現金出納帳や預金通帳

\* 地方税や社会保険料等についての同様に猶予が設けられています。